

IV 表

彰

1 第23回参議院議員通常選挙に係る総務大臣表彰

(1) 選挙管理委員会委員・職員

三沢市選挙管理委員会委員長 河 村 幸 利

大鰐町選挙管理委員会前委員長 藤 田 紀 雄

(2) 民間団体・個人

梅 田 せ つ (外ヶ浜町明るい選挙推進協議会委員)

黒石市明るい選挙推進協議会

辻 駅 和 子 (東北町明るい選挙推進協議会会長)

V 参 考 资 料

月	日	曜	選挙期日前後	公示日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選挙 G	行総 政務 G・	財政 G	理財 G		税政 G
5	23	木	前 59	前 42	1 点字による作成物送付先の照会 2 立候補届出受付体制作成 3 市町村委員会、指定病院等に対する 委員会決定事項等の通知 4 投・開票速報受信要領作成	○		○			
5	27	月	前 55	前 38	1 都道府県選管委員長・書記長会議 (10時、総務省) 2 都道府県選挙管理委員会選挙担当係 長会議 (13時、総務省)	○					
5	29	水	前 53	前 36	(改選議員の任期満了日の前60日) 放送局との政見放送に関する打合せ (13時30分、選管委員室)	○			○		在外投票用紙(郵便等投票)の発送開始(令65の11②、在外規則23)
5	30	木	前 52	前 35	1 政党支部に対する政治活動に関する 説明会(11時00分、県庁西棟8階中会議室) 2 立候補予定者に対する説明会(13時 30分、県庁西棟8階中会議室)	○					
5	31	金	前 51	前 34	1 市町村選管委員長及び事務担当者打 合せ会議(13時30分、アラスカ3階「エ メラルド」) 2 立候補届出書類事前審査開始	○					
6	4	火	前 47	前 30	1 報道機関との投開票速報に関する打 合せ(11時、県庁北棟5階A及びB会 議室) 2 投票用紙等の発注	○	○				
6	6	月	前 34	前 17	明るい参議院議員通常選挙推進全国大 会(13時、津田ホール)	○					
6	10	月	前 41	前 24							委員会の開催 (1) 投票管理者及び期日前投票 票管理者並びに同職務代理者 の選任(法37②、④、法48の2 読替 法37②、令24①、④) (2) 開票管理者及び同職務代理 者の選任(法61②、④、令67 ①、⑥) (3) 投票立会人及び期日前投票 所の投票立会人の選任(法38 ①、法48の2読替 法38①) (4) 投票所、期日前投票所及び 在外選挙人が期日前投票を行 う期日前投票所の指定(法 39、法48の2③準用 法39、 法49の2②読替 法48の2①) (5) 開票の場所及び日時 の指定(法63) (6) 開票立会人決定のくじの執 行場所及び日時の決定(法62 ②) (7) 不在者投票を管理する場所 の決定 (8) ポスター掲示場の設置場所 の決定(法144の2③)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
6	10	月	前 41	前 24							(9) 投票記載所の氏名等掲示の 順序決定のくじの執行場所及 び日時決定(選挙区)(法175 ③) (10) 期日前投票及び不在者投 票の代理投票補助者の選任 (11) 投票・開票事務従事者の任 命 (12) 選挙人名簿及び在外選挙人 名簿の縦覧場所の決定(法23 ①、法30の7①) (13) 不在者投票用紙等の公示日 前の発送日の決定(令53①、 令59の4④、令59の5の4⑦) (14) 投票所入場券の交付決定
6	14	金	前 37	前 20	投・開票速報リハーサル(第1回) (県・市町村)	○					投・開票速報リハーサル (第1回)(県・市町村)
6	18	火	前 33	前 16	都道府県投・開票速報事務担当者会 議(13時30分、総務省)	○					
6	20	木	前 31	前 14	総務省第1回投・開票速報リハーサ ル	○					投・開票速報リハーサル (第2回)
6	21	金	前 30	前 13	総務省第1回オンライン公示日リ ハーサル	○					
6	26	水	前 25	前 8	投票用紙等の搬送(選挙区、比例代 表用)	○	○				投票用紙等の受領
6	27	木	前 24	前 7	1 総務省第2回オンライン公示日リ ハーサル 2 候補者交付物品等の確認(13時30 分、委員室)	○					不在者投票事務処理簿の作 成(令61)
7	1	月	前 20	前 3	1 告示事項 (1) 選挙人名簿の選挙時登録の要領(令 14②) (2) 在外選挙人名簿の縦覧期間(令23の 11⑤) 2 立候補届出書類事前審査期限	○					選挙人名簿及び在外選挙人名 簿に係る縦覧場所告示期限(法23 ②、法30の7②)
7	2	火	前 19	前 2	立候補届出受付リハーサル(15時、 西棟8階大会議室)	○					選挙人名簿及び在外選挙人 名簿に係る縦覧場所告示期限 (法23②、法30の7②)
7	3	水	前 18	前 1	1 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人 名簿登録者数の市町村委員会からの報 告受信、集計及び発表 2 選挙立会人決定のくじの執行場所及 び日時決定期限(法76準用法62⑥)(選 挙区及び比例代表)	○					1 選挙人名簿登録基準日 2 選挙人名簿登録日 3 選挙人名簿登録者数及び在 外選挙人名簿登録者数の県委 員会への報告(令22① 10時 まで) 4 ポスター掲示場設置完了 5 地方自治法第74条第5項等 の数の告示
7	4	木	前 17	0	◎選挙期日の公示日 1 告示すべき事項 (1) 選挙長及び同職務代理者の住所、氏 名(令81) (2) 選挙分会長及び同職務代理者の住 所、氏名(令81) (3) 政見放送の日時を定めるくじの執行 場所及び日時	○				○	◎選挙期日の公示日 1 告示すべき事項 (1) 投票管理者及び期日前投票 管理者並びに同職務代理者の 住所、氏名等(令25、令49の7 読替令25) (2) 開票管理者及び同職務代理 者の住所、氏名(令68) (3) 不在者投票を管理する場所

月	日	曜 日	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会		
					事 務 内 容	担 当 区 分						
						選 挙 G	行 総 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G	
7	4	木	前	17	0	(4) 選挙公報掲載の順序を定めるくじの 執行場所及び日時 (5) 投票記載所等に掲示する名簿届出政 党等の名称等の掲示順序決定のくじの 執行場所及び日時(比例代表) (6) 選挙会の場所及び日時(法78) (7) 選挙分会の場所及び日時(法78) (8) 選挙運動費用支出制限額(法196) (9) 選挙長及び選挙分会長の事務取扱場 所 (10) 選挙立会人を決定するくじの執行場 所及び日時(法76準用法62⑥)(選挙区 及び比例代表) (11) 地方自治法第74条第5項等の数 2 処理すべき事項 (1) 立候補届出受付(法86の4)及び交付 物品・証明書類等交付 (2) 推薦団体確認申請受付開始(法201 の4②) (3) 選挙事務所設置・異動届受付開始 (法130②) (4) 出納責任者の選任届出受付開始(法 180③) (5) 報酬の支給を受けることができる選 挙運動従事者等の届出受付開始(法197 の2⑤) (6) 選挙立会人選任届出受付開始(選挙 区及び比例代表)(法76準用法62①) (7) 選挙公営届出受付開始 ① 選挙運動用自動車の使用(令109の4 ①) ② 選挙運動用自動車の運転手の雇用 (令109の4①) ③ 選挙運動用自動車の燃料の供給(令 109の4①) ④ 選挙運動用通常葉書の作成(令109の 7①) ⑤ 選挙運動用ビラの作成(令109の8) ⑥ 選挙事務所の立札及び看板の類の作 成(令110の2①) ⑦ 選挙運動用自動車等に取り付ける立 札及び看板の類の作成(令110の3) ⑧ 選挙運動用ポスターの作成(令110の 4①) ⑨ 個人演説会場の立札及び看板の類の 作成(令125の3)	○				○	(4) 投票所及び期日前投票所 (法41①、法48の2③準用法 41①) (5) 開票の場所及び日時(法64) (6) 投票所閉鎖時刻の変更(法 40②) (7) ポスター掲示場設置場所 (法144の2④) (8) 開票立会人を決定するくじ の執行場所及び日時(法62⑥) (9) 投票記載所の氏名等の掲 示の順序決定のくじの執行場所 及び日時(選挙区) 2 処理すべき事項 (1) 選挙人名簿の縦覧(異議の 申出期間) (2) 在外選挙人名簿の縦覧(異 議の申出期間) (3) 期日前投票所の投票立会人選 任及び通知(法48の2②読替 法38①) (4) 開票立会人届出受理(小選 挙区及び比例代表)(法62 ①) (5) 公営施設使用の個人演説会 開催申出書受付開始(法163) (6) 選挙事務所設置・異動届受 付開始(法130②) (7) 投票所入場券交付開始(令 31) (8) 投票記載所等の氏名等掲 示の順序決定のくじの執行(選 挙区)(法175③)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 政 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
7	4	木	前 17	後 0	(7) 政見放送申込期限 (放送規程5④) (8) 政見放送の日時を決定するくじの執行(放送規程13、14)(17時10分、県選管事務局) (9) 経歴放送に係る経歴書の提出期限(候補者)(放送規程6①) (10) 立候補者の氏名、住所等の市町村委員会への電子メール送付 (11) 名簿届出政党等の名称等の通知受理(令92⑧) (12) 名簿届出政党等の名称等の市町村委員会への電子メール送付(令92⑧) (13) 投票記載所等に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲示順序決定のくじ執行(比例代表)(法175③)(19時、県選管事務局) (14) 名簿届出政党等の名称等の掲示順序の市町村委員会への電子メール送付	○			○		
7	5	金	前 16	後 1	1 告示すべき事項 候補者の届出の告示(選挙区)(法86の4⑩) 2 選挙公報掲載文申請受付及び申請期限(選挙区)(法168①) 3 選挙公報掲載文の掲載順序を決定するくじの執行(選挙区)(法169⑤)(17時10分、県選管事務局) 4 選挙公報印刷発注(選挙区) 5 立候補者の被選挙権の有無の照会 6 立候補者の氏名、住所等の市町村委員会、指定病院等への通知(令92⑨) 7 名簿届出政党等の名称等及び名簿登載者の氏名等の選挙分会長及び市町村委員会、指定病院等への通知(令92⑧準用同条⑥) 8 名簿届出政党等の名称等の掲示順序の選挙分会長及び市町村委員会、指定病院等への通知	○				○	1 期日前投票及び不在者投票開始(法48の2①、法49、令53)
7	6	土	前 15	後 2						1 公示日申出の公営施設使用の個人演説会開始(法163) 2 候補者の氏名等の投票管理者及び開票管理者への通知(令92⑨準用 同条②) 3 名簿届出政党の名称等の投票管理者及び開票管理者への通知(令92⑧準用 同条②)	
7	8	月	前 13	後 4	選挙公報(比例代表)原稿受領(中央選挙管理会から)(法169①)					○	
7	9	火	前 12	後 5	1 選挙公報(比例代表)掲載文の掲載順序決定のくじ執行(法169⑤)(9時、県選管事務局) 2 選挙公報(比例代表)印刷発注	○				○	

月	日	曜 日	選挙期 日前後	公示日 前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
7	11	木	前 10	後 7	総務省第2回投・開票速報リハーサル	○					投・開票速報リハーサル (第3回)
7	12	金	前 9	後 8	選挙公報搬送					○	選挙公報受領
7	16	火	前 5	後 12	投・開票速報受信要領に関する局内 打合せ	○	○				投票所告示期限(法41①)
7	17	水	前 4	後 13							郵便等による不在者投票 及び在外投票(郵便等投票)の 請求期限(令59の4①、令65の 11①)
7	18	木	前 3	後 14	1 補充立候補届出期限(選挙区)(法86 の4⑤) 2 選挙立会人届出期限(法76準用法62 ①) 3 選挙立会人決定のくじの執行(法76 準用法62②、④)(17時10分、県選管事 務局) 4 総務省第3回投・開票速報リハーサル	○					1 投票立会人選任及び通知期 限(法38①、令27) 2 開票立会人届出期限(法62 ①) 3 開票立会人決定のくじの執 行(法62②、④) 4 開票立会人の氏名等の通知 (令70の2) 5 投・開票速報リハーサル (第4回)
7	19	金	前 2	後 15	選挙立会人の補充選任及び通知(選 挙長、選挙分会長)(法76準用法62⑧)	○					1 各世帯への選挙公報配布期 限(法170①) 2 開票立会人の補充選任及び 通知(法62⑧) 3 投票管理者及び事務従事者 打合せ会議
7	20	土	前 1	後 16	1 選挙当日の有権者見込数の市町村委 員会からのオンライン報告受信 2 投・開票速報受信場所の整備完了	○				○	1 期日前投票及び不在者投票 最終日(法48の2、令53) 2 選挙当日の有権者見込数の オンライン報告(10時まで) 3 投票所、開票所の設置準備 完了 4 投票記載所の氏名等掲示準 備完了 5 不在者投票及び不在者投票 事務処理簿の整理(令61) 6 在外投票及び在外投票事務 処理簿の整理(令65の19) 7 期日前投票の投票箱等の選 挙管理委員会への送致(法48 の2②読替 法55)
7	21	日	0	後 17	◎投・開票日 1 中間推定投票率算定のための投票者 数のオンライン報告受信 2 投票結果速報受信 3 開票結果速報受信 4 総務省に対する投・開票結果速報	○	○				◎投・開票日 1 選挙人名簿抄本の投票管理 者への送付期限(令28) 2 在外選挙人名簿抄本の指定 在外選挙投票区投票管理者へ の送付期限(令65の13①読替 令28①) 3 委員会の開催(選挙人名簿 の抹消) 4 選挙人名簿の抹消の告示 (法28)

月	日	曜	選挙期 日前後	公示日 日前後	県 委 員 会					市町村委員会	
					事 務 内 容	担 当 区 分					
						選 挙 G	行 総 政 務 G・	財 政 G	理 財 G		税 政 G
7	21	日	後 0	後 17						5 中間推定投票率オンライン報告 6 投票結果報告 7 開票結果報告	
7	22	月	後 1	後 18	1 投・開票関係書類検収 2 都道府県設置投・開票速報機器撤去	○					1 投・開票関係書類提出 2 ポスター掲示場撤去開始
7	23	火	後 2	後 19	◎ 選挙会(11時、ラプラス3階「プリムラ」) ◎ 選挙分会(11時30分、ラプラス3階「プリムラ」) 1 当選人の報告、告知及び告示(法101の3①、②) 2 当選証書付与式(13時30分、ラプラス3階「プリムラ」)	○	○				
7	24	水	後 3	後 20	当選人に関する総務省報告	○					
8	5	月	後 15	後 32	選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出期限(法189①)	○					
8	20	火	後 30	後 47	選挙の効力に関する訴訟提起期限(法204)	○					
8	22	木	後 32	後 49	当選の効力に関する訴訟提起期限(選挙区)(法208①)	○					
8	23	金	後 33	後 50	供託物の返還開始(令93②)	○					
					選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表(法192①)	○					

(注) この日程表の記載事項は、その主要なものを掲載しているが、その他必要な事項は、その都度行う。

2 参議院青森県選挙区選出議員選挙立候補届出受付体制

平成25年7月21日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙に係る公示日（7月4日）における立候補届出受付体制を次のとおり定める。

1 集合時間等

選挙グループ及び時刻確認係は、午前7時30分、その他の職員は、午前8時までに西棟8階大会議室に集合すること。

また、本体制は、概ね午前9時00分までとし、それ以降の受付については、すべて選挙グループが対応するものとする。

2 受付の方法の概要

- (1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者については、くじにより受付順序を決定し、午前8時30分以降に到着した立候補届出者については、午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付後、到着順序により受付を行うこととする。
- (2) 選挙長による届出受理後、届出番号により、立候補届出者に交付物品等を交付する。
- (3) 午前8時30分前後に到着した全ての立候補届出者の受付後（概ね午前9時）、推薦団体の受付等を行う。

3 役割分担

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 時刻確認係 | 小野主事 |
| (2) 誘導係 | 沼田GM |
| (3) くじ執行係 | 千葉主幹 |
| (4) くじ補助係 | 成田主査、高橋（真）主査 |
| (5) 審査係 | 田中事務局長 |
| (6) 物品交付係 | 白戸GM、畑内GM、気田総括主幹、川崎総括主幹、鶴谷主幹
三浦主事 |
| (7) ビラ証紙交付係 | （物品交付係兼任） |
| (8) 推薦団体受付係 | 千葉主幹 |
| (9) 結果報告係 | 沼田GM |

4 くじを行う場合の立候補届出者の受付（午前8時30分前に到着した立候補届出者が2名以上の場合）

(1) 午前8時30分前に到着した立候補届出者について

- ア 到着時刻を時計で確認し、別紙1の到着時刻欄に記入する（時刻確認係）。

イ 立候補届出者に、別紙1へ、立候補者氏名及び届出書持参者氏名を記入していただき（時刻確認係）、届出書類の状況を確認し（くじ執行係）、決裁板に届出書類を挟んで手渡し、届出者席へ誘導する（誘導係）。

※ 審査が必要な書類（決裁板に挟む書類）は、候補者届出書とその添付書類（注1）のみであり、それ以外の届出書類（注2）については、選挙長までの呈覧はせずにくじ執行係があらかじめ受領し、保管する。

（注1）添付書類・・・供託証明書、宣誓書、所属党派証明書（該当者のみ）、戸籍の謄本又は抄本、通称認定申請書（該当者のみ）、及び住民票の抄本

（注2）それ以外の届出書類・・・選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出書等

ウ 「受付を午前8時30分から開始する」旨及び「午前8時30分前に到着した立候補届出者が複数の場合は、届出順位を決めるくじを8時30分から実施する」旨を説明する（誘導係）。

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者について

ア 到着時刻を時計で確認し、別紙2の到着時刻欄に記入する（時刻確認係）。

イ 立候補届出者に立候補者氏名及び届出書持参者氏名を別紙2にそれぞれ記入していただく（時刻確認係）。

ウ 届出順序を定めるくじが執行中の場合は、くじの終了までに時間を要することから、「受付は、くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付を終えた後に実施される」旨を伝え、届出書類の状況を確認し、決裁板に届出書類を挟んで手渡し、届出者席で待機していただく（時刻確認係）。

くじ及び午前8時30分前に到着した立候補届出者の受付が終わっている場合は、そのまま受付へ誘導する（誘導係）。

(3) 午前8時30分前に到着した立候補届出者の届出順序を定めるくじの執行

ア 事前説明（8時25分頃、届出者席で）（くじ執行係）

「それでは、立候補届出の方法について説明します。

8時30分になりましたら、8時30分までにおいでになった方の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。

くじは1回のみ行います。到着時刻順にくじを引いていただき、このくじの結果が立候補届出の順番になります。

なお、くじを引かれた後は、そのくじを係員に渡してください。係員が結果を読み上げた後お返ししますので、くじを持ったまま係員の誘導に従って、届出書類を提出してください。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたします。選挙長の受理によって、立候補の届出がなされたこととなります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、くじを持ったまま、交付物品の交付場所へ進み、くじを係員に渡し、交付物品を受け取ってください。交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願ひします。」

イ 時刻の確認及びくじの執行のための記録用紙等の用意（８時３０分）

(ア) 時刻確認係は、別紙１をくじ執行係に渡す。

時刻確認係は、８時３０分以降に到着した者がある場合は、時刻を別紙２に記録する。

(イ) くじ補助係は、くじ該当者の数分のくじを準備し、くじ執行係に確認させる。

ウ くじの執行

(誘導係)

立候補届出者のうち、くじを引く者をくじ執行場所に誘導する。

(くじ執行係)

「ただ今から、平成２５年７月２１日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙の立候補届出の受付順序を決めるくじを行います。それでは、到着時刻順にくじを引いていただきます。」

(別紙１の順序に従い、くじを執行する。)

(くじ執行係)

「〇〇さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。」

(くじ補助係：成田主査)

立候補届出者にくじを差し出す。

(くじ補助係：高橋（真）主査)

立候補届出者の引いたくじを受け取り、全員に見せるようにしながら、「〇〇さん何番」と２回読み上げ、くじ執行係が別紙１に記載したのを確認した後に、引いたくじを届出者に返す。

(くじ執行係)

くじの順序を別紙１にそれぞれ記載する。

(くじ執行係)

「次に〇〇さん（候補者の氏名）、くじを引いてください。」

(以下同じ。)

(4) 受付

(くじ執行係)

「それでは、ただ今のくじにより決定した順序に従って、受付をいたします。」

(誘導係)

審査係に誘導する。

(5) 受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号を記入する
(審査係)。

(6) 結果報告

(立候補届出の受理を確認し) 事務局に立候補届出状況を報告する (結果報告係)。

(7) 交付物品等の交付

選挙長の届出受理後、くじと引き換えに、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる (物品交付係)。

次に、法定費用額、当選証書付与式の案内、各種くじの執行の通知等を渡し、(該当者にのみ) 通称使用認定書を交付する (物品交付係)。

具体的には以下のとおり。

(物品交付係)

「くじの確認をします。」

立候補届出者からくじを預かり、くじの番号と同じ番号の交付物品袋であることを確認した上で立候補届出者に交付物品を渡す。

「交付物品一覧表と中に入っている内容物が一致しているか確認してください。」

立候補届出者が内容物を確認する。

「間違いがなければ受領書に受領者ご本人の署名押印をお願いします。」

「ビラ証紙の交付を受ける場合は、使用するビラを届け出たうえ、お渡しした交付物品の中にあるビラ証紙交付票に候補者の氏名を記載し、押印のうえ提出してください。」

立候補届出者から受領書及びビラ証紙交付票を受け取り、ビラ証紙を交付する
(物品交付係 (ビラ証紙交付係))。

「申請した枚数と数が一致しているか確認してください。」

法定費用額及び当選証書付与式案内の通知を渡し、通称の使用が認定された場合には、通称使用認定書を交付する (物品交付係)。

(8) 推薦団体の受付

午前8時30分前後に到着した全ての立候補届出者の受付後、推薦団体の受付及び推薦団体等に係る物品の交付を行う (推薦団体受付係)。

5 くじを行わない場合の受付（午前8時30分前に到着した立候補届出者が1名以下の
場合）

(1) 事前説明（8時30分前の立候補届出者が1名の場合の事前説明）

（くじ執行係）

「それでは、立候補届出の方法について説明いたします。

届出書類は、内容を審査の上、選挙長が受理いたしますので、8時30分になりましたら、届出書類を提出してください。選挙長の受理によって正式に立候補の届出がなされたこととなります。

届出書類を選挙長に提出しましたら、交付物品の交付場所へ進み、係員から交付物品を受け取ってください。

なお、交付物品の中身は必ず確認し、受領書を係員に提出してください。

以上申し上げましたとおり立候補届出の受付を行いますので、よろしくお願ひします。」

(2) 午前8時30分以降に到着した立候補届出者の到着時刻の確認等

別紙2に到着時間を記入し、候補者氏名及び届出書持参者氏名を記載してもらい（時刻確認係）、届出書類を決裁板に挟んで手渡し、審査係へ誘導する（誘導係）。

(3) 受付の順序に従って、届出書類の審査を行い、届出書に届出受理番号を記入する（審査係）。

(4) （立候補届出の受理を確認し）事務局に立候補届出状況を報告する（結果報告係）。

(5) 交付物品等の交付

選挙長の届出受理後、立候補届出者に交付物品等を交付し、中身を確認させ、受領書を提出させる（物品交付係）。

次に法定費用額、当選証書付与式の案内、各種くじの執行の通知等を渡し、（該当者のみ）通称使用認定書を交付する（物品交付係）。

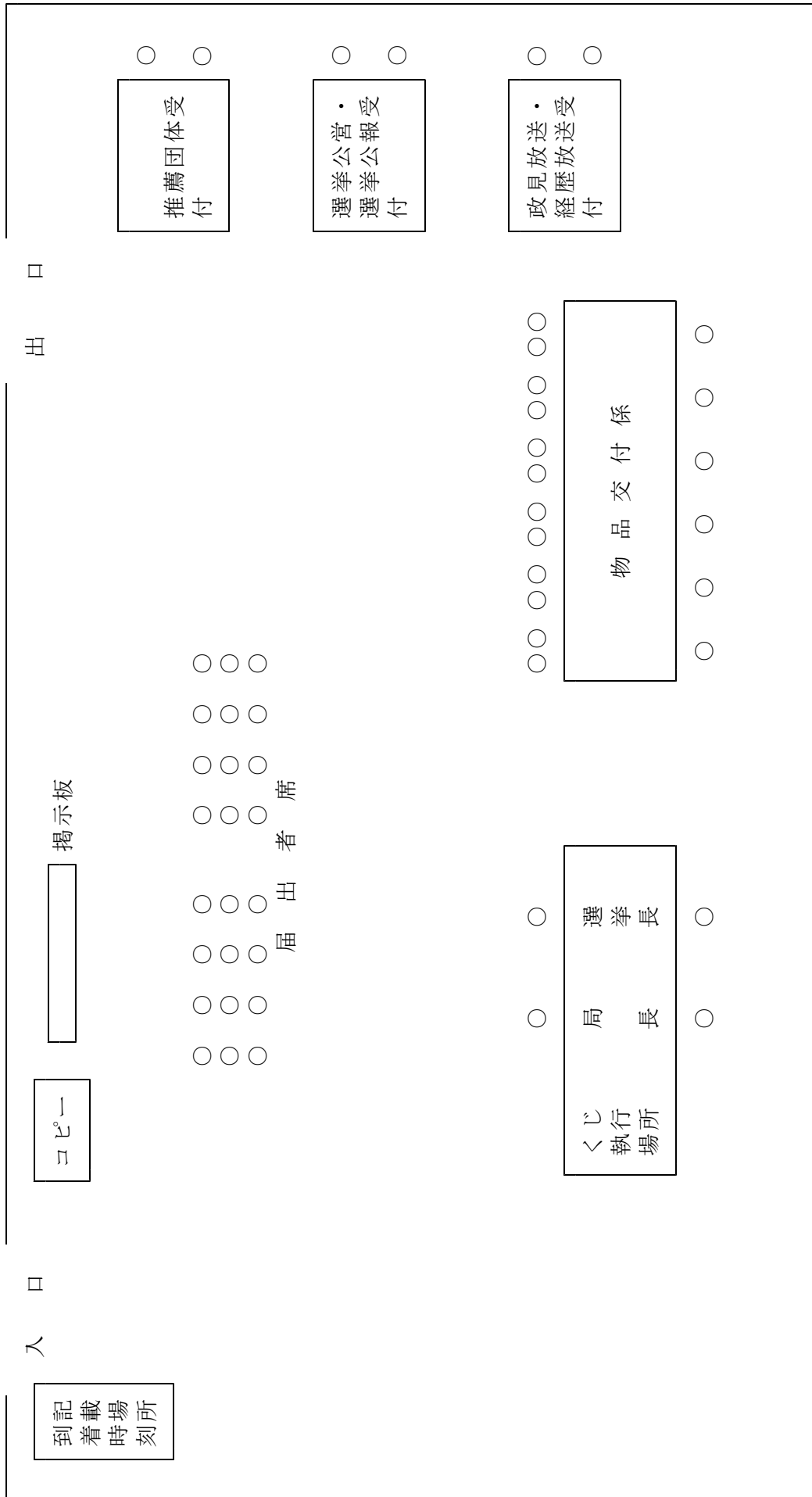
※ その他の書類（選挙立会人の届出書、選挙事務所設置届出書、出納責任者選任届、（報酬を支給する者の）届出等）は事前に受領しておく（くじ執行係）。

(6) 同時に、ビラ証紙の交付を希望する候補者に対しては、ビラ証紙交付票を受け取り、ビラ証紙を交付する（物品交付係）。

(7) 推薦団体の受付

立候補届出者の受付後、推薦団体の受付及び推薦団体等に係る物品の交付を行う（推薦団体受付係）。

参议院青森県選挙区選出議員選挙立候補届出受付体制図（県庁西棟8階大会議室）



3 参議院議員通常選挙 投開票速報受信要領

I 投開票速報事務分担等

- | | |
|-----------|--|
| 1 事務分担 | 別紙1「投開票速報体制」のとおり |
| 2 事務取扱場所 | 議会棟6階（別紙2「会場配置図」のとおり） |
| 3 速報本部配置 | 第1委員会室（別紙3「速報本部配置図」のとおり） |
| 4 報道記者室配置 | 第5委員会室（別紙4「報道記者室配置図」のとおり） |
| 5 指定番号 | 別紙5「第23回参議院議員通常選挙投開票速報代行入力用指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧」のとおり |

II 投開票速報事務

※ 選挙当日の有権者見込数登録【選挙グループ】

「選挙当日の有権者見込数」は、下記「1-1 投票状況の中間速報（参議院議員通常選挙中間推定投票率集計表）」において、「推定投票率」を算出するために使用するもので、全市町村分のデータを、選挙前日（7月20日（土））に「本部サーバ」に登録しておくこと。

なお、この登録は、7月20日（土）の午前10時までに、全市町村がオンラインシステムを通じて、速報本部に設置する「本部サーバ」へ送信して行われる（選挙グループは、7月3日に行った選挙時登録者数と比較し、増減数の大きな市町村の増減理由を確認する）。

1-1 投票状況の中間速報（全市町村、選挙区についてのみ実施）

(1) 審査係総括

投票状況の中間速報は、全市町村から、次の指定時刻までにオンラインシステムを通じて送信される。送信された中間速報データは、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートを用いて記録し、**予備電話係**に対して、指定時刻までに送信していない市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は、全市町村の審査が終了し、データが確定したら、その旨を**全体調整係**に報告すること。

【指定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時20分までに
第2回目	11時00分現在を	11時20分までに
第3回目	14時00分現在を	14時20分までに
第4回目	16時00分現在を	16時20分までに
第5回目	18時00分現在を	18時20分までに
第6回目	19時30分現在を	19時50分までに

(2) 審査係

審査係（A・B・C・D・E）は、「推定中間投票率速報」（マニュアルP26）の画面から随時、受信データのチェックを行うこと。

なお、チェック作業は5名の**審査係**が以下のとおり分担して行う。

◎審査係の担当市町村の分担

審査係A：青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市

審査係B：十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

審査係C：平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村

審査係D：板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町

審査係E：大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

審査係は、チェックの結果エラーのない市町村を随時、**審査係総括**に報告すること。

なお、**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

◎チェックポイント

①他市町村に比べ著しく高い投票率で錯誤のおそれがあるもの、②男女一方だけの入力となっているもの、③前回参院選における各回の投票数・率と大幅な変動がないか等（チェックリスト（別途配布予定）参照）を確認すること。

※ 投開票速報システム（以下「システム」という。）「当日の有権者数」は、前日に市町村から報告を受けた「当日の有権者見込数」の数値がそのまま使用される。（また、市町村側からは「当日の有権者見込数」を修正できないよう設定されている。）

なお、各回の報告における「推定投票者数」が前回時報告のもの以下である場合及び各報告回において2回以上送信されたデータは、一旦「確認待」市町村一覧に自動的に登録され、画面右上の「要確認」欄に該当市町村数が表示される。

この場合、画面左上の「選挙区 確認待」ボタンをクリックして画面を切り替えると確認待市町村が表示される。

異常値が認められる場合又は「確認待」市町村が発生した場合、**審査係**は、**審査係総括**に報告すること。

審査係総括は、**予備電話係**に指示し、当該市町村に対して報告数値の確認を行うとともに、必要であれば再送信を指示すること。

また、確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを以下の方法により確認済として登録するよう**審査係**に指示すること。

◎確認待データの登録方法

ア 「確認待」市町村一覧から、確認待の市町村を選択し、画面右下の「詳細」ボタンをクリック。

イ 当該市町村の詳細画面で「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「確認待」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

◎再送信データの登録方法

ア 修正・再送信が必要であると判断された場合、確認待詳細画面下の「削除」ボタンにより、確認待データを削除する。（削除前は市町村から再送信できない）

イ 再送信されたデータを確認後、問題がなければ詳細画面下の「登録」ボタンをクリック。

ウ イにより「確認待」市町村一覧から通常の市町村一覧に登録し直される。

(3) 予備電話係

予備電話係は、**審査係総括**からの指示を受け、指定時刻までに送信していない市町村に対して送信の督促を行うこと。

予備電話係は、チェックの結果問題があり、**審査係総括**からの指示があった場合、直ちに予備電話で、当該市町村の中間投票率速報担当者に連絡の上、送信内容の確認又は再送信の指示を行うこと。

また、送信内容の確認及び再送信の指示等が完了した旨を、**審査係総括**に伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、随時**審査係総括**に確認して中間速報の進捗状況を把握すること。各回の作業が完了した場合は、**報道担当**にその旨を報告すること。

各回の報道発表予定時刻までに進捗確認を行い、発表に遅れが発生することが確実である場合は、その対応を**報道担当**・**速報総括**と協議の上決定すること。また、決定された対応に基づき、各担当に指示すること。

報道担当は、**全体調整係**からの作業完了報告を受けて、**速報総括**と協議の上、ホームページへの掲載とそのプリントを**システム担当**に指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

配布後のホームページ印刷原本は専用の袋に補完すること。

また、報道各社への発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5 部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

【報道発表予定時刻】

第1回目	10時00分現在を	10時40分までに
第2回目	11時00分現在を	11時40分までに
第3回目	14時00分現在を	14時40分までに
第4回目	16時00分現在を	16時40分までに
第5回目	18時00分現在を	18時40分までに
第6回目	19時30分現在を	20時10分までに

1-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

(1) 代行係

オンラインが使用できなくなった市町村からの報告は、各市町村選管へ送付した様式（オンラインの「入力画面」の様式）を使用し、「代行入力用指定ファクシミリ」（P22）に送信される。

代行係は、受信したファクシミリ報告を委託業者のシステムメンテに手渡し、「本部サーバ」への代行入力を指示すること。

なお、代行入力後は必ず、**代行係**がファクシミリの報告数値を読み上げ、**システムメンテ**が、入力数値の確認を行った上で、「本部サーバ」への登録操作を行うこと。

代行係は、代行入力を要する a 全ての団体について入力完了後、その旨を**審査係総括**に報告すること。また、代行入力の結果、市町村からの報告数値に誤りを発見した場合は、**代行係**は、**審査係総括**に報告し、**審査係総括**は、**予備電話係**に指示し、当該市町村へ報告数値の確認を行うとともに、必要であれば市町村へ再送信を行うよう指示すること。

代行入力に係る登録作業が終わった後は、通常の手順に従い、**審査係**が入力された数値に異常値がないかチェックを行うこと。その結果異常値が認められる場合は、通常時の誤りの処理（P2）に準じて対応すること。

【参 考】

「参議院議員通常選挙『中間推定投票率』集計表」の推定投票率の算出方法は、次のとおりであり、市町村に対して、この算出方法を入力した「投票状況の中間報告用計算シート」を配付している。（7月19日配付）

ア 各市町村は、抽出された各投票所の「選挙当日の有権者数（前日の見込みと同じ）」及び「投票者数」をそれぞれ男女別に集計し、男女別の「投票率」を算出する。（投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。）

イ 当該市町村の「選挙当日の有権者数」の男女別の計に、アで算出した男女別の投票率を乗じ、男女別の「推定投票者数」を求め（小数点以下は切り捨て）、それらを合計して「当該市町村全体の推定投票者数」を算出する。

ウ イで算出した「当該市町村全体の推定投票者数」を、「当該市町村全体の選挙当日の有権者数（これは前日に報告された有権者の見込数と同じ）」で除して、「当該市町村の推定投票率」を算出する。

1-3 報道発表後の訂正作業

投票状況の中間速報数値を県選管ホームページに掲載した後において、その訂正が必要になったときは、次によりその訂正を行う。ホームページへの掲載前であっても、通常時の誤りの処理（P2）に準じて対応すること。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に報告すること。

この際、**電話は切らずに**市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当**・**速報総括**と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、**報道担当**（代行入力が必要な場合は**代行係**も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を**速報総括**に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**へ報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当**・**速報総括**にその旨を報告すること。

報道担当は、**システム担当**に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、5部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、5部コピーし、訂正前後をセットで5部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5 部 … 委員長、局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

2-1 投票状況の確定速報（選挙区・比例代表）

投票状況の確定速報は、各市町村から、確定次第、オンラインシステムを通じて送信される。送信された投票確定データについては、速報本部に設置した「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。

また、集計された投票確定データ（選挙区）は、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される【中間速報の集計及び投票状況の確定速報（比例）集計時は、全市町村のデータを確定した後に手動で掲載するが、投票状況の確定速報（選挙区）は、自動かつリアルタイムで掲載される】。

なお、投票状況の確定速報は「選挙区」及び「比例代表」の2種類が送信されるため、常に、両方の区分を切り替えながらチェックを行う必要がある。

(1) 審査係総括

審査係総括は、受信した市町村をチェックシートを用いて記録し、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

審査係総括は全市町村からの報告を受けた場合には、その旨を**全体調整係**に報告すること。

(2) 審査係総括・審査係

審査係は、「確定投票者数速報」（マニュアルP29）の画面から随時、受信データのチェックを行うこと。

「投票状況の確定速報」のチェック作業は5名の**審査係**がそれぞれの担当市町村について分担して行う（**審査係**の担当市町村の分担はP2と同様とする）。**各審査係**は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援することとする。

受信データが以下の抽出条件に該当する場合には、「確定投票一覧」（マニュアルP29）画面の右上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

審査係は、ア．受信データが自動的に「確認待」に登録された場合又はイ．市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合、**審査係総括**に伝える。

審査係総括は**予備電話係**に指示し、当該市町村に対してこの報告数値の確認を行うとともに、必要に応じて再送信を指示すること。

◎抽出条件

次のデータについては、システムが自動的に当該市町村のデータを「確認待」に移行させるように設定している。

ア 「選挙当日の有権者数」欄に問題があるデータ（ア）「選挙当日の有権者数」が見込数と比べ、10人以上（在外は1人以上）減少した市、（イ）5人以上（在外は1人以上）減少した町村、（ウ）1人以上増加した市町村（エ）選挙区・比例代表で有権者数が異なる市町村

イ 2回以上送信されたデータ

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該団体の送信データを確認済として登録するよう**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

受信データのチェックを行った結果、全市町村が確定したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**へその旨を報告すること。

(3) 予備電話係

予備電話係は、審査係総括からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の中間投票速報担当者へ連絡の上、ア. 送信の督促、イ. 送信内容の確認又はウ. 再送信の指示を行うこと。確認の結果は審査係総括に報告し、審査係総括はその結果を全体調整係に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時審査係総括に確認して、投票状況の確定報告の進捗状況を把握すること。また、審査係総括からの受信完了報告があり次第、全体調整係・報道担当は速報総括と協議し、投票状況が確定したことをホームページへ掲載することを決定すること。

報道担当は、システム担当にその旨指示すること。

システム担当は、報道担当からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

配布後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への発表はホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

2-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法（P3～4）を参照のこと。

2-3 誤りがあった場合の対応

この取扱は、確定投票者数が県選管ホームページに掲載された後（すなわち、機械的なエラーチェックで「確認待」に登録されなかった場合で、審査段階で誤りを発見した場合あるいは市町村側から報告内容の変更連絡を受けた場合）において発生した場合に適用される。

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を審査係総括を通じて全体調整係に報告すること。

この際、電話は切らずに市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、報道担当・速報総括と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、全体調整係は、審査係総括及び予備電話係を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、報道担当（代行入力が必要な場合は代行係も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を速報総括に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、審査係総括は、全体調整係からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を審査係に伝え、審査係は、訂正報告の受信をチェックするとともに、

誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**に報告すること。

(4) **全体調整係・報道担当**

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当**・**速報総括**に報告すること。

報道担当は、**システム担当**に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) **システム担当**

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、5部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、5部コピーし、訂正前後をセットで5部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

3-1 得票状況速報（選挙区・比例代表）

「得票状況速報」については、「開票中間数速報」（以下、「中間速報」という。）及び「開票確定数速報」（以下、「確定速報」という。）を行う。

なお、「中間速報」については、選挙区は指定時刻において未確定の市及び町村から、確定するまでの間、データが送信されるものである（比例代表の得票状況中間速報は行わない）。

「中間速報」及び「確定速報」において市町村から送信された得票データは、速報本部に設置された「本部サーバ」が自動的に受信し、集計を行う。集計された得票データは、「本部サーバ」からオンラインシステムを通じて、自動的に県選管ホームページに掲載される。

(1) 審査係総括

次のデータは、各市町村から、オンラインシステムを通じて以下のとおり送信される。

なお、選挙区に係る確定速報のデータが入力された市町村からは、それ以後の中間速報は行われない。

- ・市の間速報… 次の各指定時刻まで
- ・町村の間速報… 確定が22時30分以降となる町村のみ、各指定時刻まで
- ・確定速報… 確定次第

【指定時刻】

選挙区

（市）第1回を21:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

（町村）第1回を22:30とし、以後、確定するまでの30分ごと

比例代表

中間速報は行わない（確定速報のみ）。

「本部サーバ」で受信したデータは、それぞれ次のア及びイとして集計されるので、**審査係総括**は、受信した市町村に係る各指定時刻の「中間速報」及び「確定速報」の状況について、チェックシートを用いて記録すること。

ア「開票中間数速報」（マニュアル P32～）

- ・各回ごとにデータの送信の有無を確認。画面左「入済」欄にチェックが入っていない市及び対象町村については送信を督促すること。
- ・すでに「確定速報」の報告のあった市町村については、画面左「確定」欄にチェックが入るので、ここで「中間速報」と区別すること。

イ「開票確定数速報」（マニュアル P36～）

- ・選挙区、比例代表ともに報告される。

審査係総括は、中間速報の状況を「開票中間数速報」の画面によりチェックし、指定時刻10分前になっても報告のない市及び対象町村については、**予備電話係**に指示し、報告の督促を行うこと（システム上は、報告が遅延した場合、前回中間数値が適用される）。

審査係総括は、「開票確定数速報」について、各市町村の報告予定時刻と比較しつつ、**予備電話係**に対して、遅れの大きい市町村に電話で連絡するよう指示すること。

受信データのチェックを行い、全市町村からの「中間速報」、「確定速報」の報告を確認したら、**審査係総括**は直ちに**全体調整係**・**報道担当**にその旨報告すること。

(2) 審査係総括・審査係

審査係（5名）は、「開票中間数速報」及び「開票確定数速報」の画面から随時、担当市町村（P2）からの受信データのチェックを行うこと。

各審査係は、自己の担当分が終了した場合、**審査係総括**の指示で他の審査業務を支援すること。

それぞれの報告の審査の流れは以下のとおりとする。

○中間速報値の確認

審査係は、「開票中間数速報」の各回ごとの画面で、速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・別な指定時刻に係る入力画面に登録していないか。
ex. 指定時刻が 22:00 のデータを 22:30 の入力画面へ入力している。
- ・入力欄を間違えていないか。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「確認待」に移行される。

◎抽出条件

- ア 各回の報告における得票数が前回報告のものを下回る場合
- イ 各報告回において2回以上送信されたデータ

○確定速報値の確認

審査係は、「開票確定数速報」の画面で速報内容のチェックをすること。

【チェックの観点】

- ・入力欄を間違えていないか。
ex. 開票中間速報の結果と大きく数値が異なる。

※「中間速報値の確認」と「確定速報値の確認」の作業が重なる場合は、必ず「中間速報値の確認」を優先して行うこと。

○開票調報告確認

審査係は、確定速報値が入力された市町村については、当該市町村からの「開票調」の受信データを「開票調」の画面でチェックをすること。データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、「開票調一覧」（マニュアル P37）画面の右上「要確認」欄にカウントされるため、これを目安に確認作業を進めること。

なお、受信データに以下のとおり一定の不整合が発生した場合、その受信データは、システムにより「確認待」に移行される。

◎抽出条件

- ア 次に該当する場合
 - ・「不受理」、「持ち帰り」……市部は10票超、町村部は5票超
 - ・「その他」……全市町村1票以上
- イ 2回以上送信されたデータ

○無効投票の内訳

「無効投票の内訳」は、「開票確定数速報」及び「開票調」とは別に市町村から送信されることから、「進捗状況一覧」（マニュアル P51）画面により送信があったことを確認する。また、画面に表示される無効投票の内訳を見て異常値がないか確認する。

これらの報告に関して、市町村からの報告データに誤りのおそれがあるものを発見した場合は、**審査係**は、**審査係総括**に報告する。

審査係総括は、**予備電話係**に指示し、当該市町村にその報告数値の確認を行うこと。

確認の結果、修正・再送信が不要な場合は、**審査係総括**は当該市町村からの受信データを確認済として登録するよう、**審査係**に指示すること（登録方法はP2「◎確認済データの登録方法」参照）。

(3) 予備電話係

予備電話係は、**審査係総括**からの指示があった場合は、直ちに予備電話で、当該市町村の速報責任者に連絡の上、報告数値の確認をすること。確認の結果は**審査係総括**に報告し、**審査係総括**はその結果を**全体調整係**に報告すること。

この際、**電話は切らずに**市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(4) 全体調整係・報道担当・システム担当

全体調整係は、随時**審査係総括**に確認して、「中間速報」、「確定速報」の進捗状況を把握すること。また、**審査係総括**からの**受信完了報告**があり次第、**全体調整係**・**報道担当**は**速報総括**と協議し、得票状況が確定したことをホームページへ掲載することを決定すること。

報道担当は、**システム担当**にその旨指示すること。

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対してホームページへの掲載を指示すること。

ホームページ掲載前に、当該ページを1部プリント、5部コピーして本部の次の各要員に配付すること。

また、報道各社への発表はホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5 部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

3-2 オンラインが使用できなくなった場合の対応

「投票状況の中間速報」の受信方法（P3～4）を参照のこと。

3-3 誤りがあった場合の対応

(1) 予備電話係

予備電話係は、市町村から報告内容の変更連絡があった場合、速やかにその旨を**審査係総括**を通じて**全体調整係**に報告すること。

この際、**電話は切らずに**市町村担当者へは待つよう伝え、必要に応じて指示を伝えること。

(2) 全体調整係

全体調整係は、報告内容の訂正の取扱いについて、**報道担当**・**速報総括**と協議すること。

協議の結果、訂正をホームページで発表する場合には、**全体調整係**は、**審査係総括**及び**予備電話係**を通じて当該市町村へ訂正報告の送信を指示するとともに、**報道担当**（代行入力が必要な場合は代行係も加える。）とともに訂正作業の進捗状況を把握し、適宜、その状況を**速報総括**に報告すること。

(3) 審査係総括・審査係

訂正報告を受けることが決まった場合、**審査係総括**は、**全体調整係**からの指示を受けて、訂正報告を受ける旨を**審査係**に伝え、**審査係**は、訂正報告の受信をチェックするとともに、誤りの有無を確認すること（誤りがあれば、直るまで繰り返し再処理すること）。

審査係総括は、訂正報告が完了したことを確認し、**全体調整係**に報告すること。

(4) 全体調整係・報道担当

全体調整係は、**審査係総括**からの報告を確認し、訂正作業が終了したときは、**報道担当**・**速報総括**に報告すること。

報道担当は、**システム担当**に訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

(5) システム担当

システム担当は、**報道担当**からの指示を受けて、委託業者に対して訂正文の入力とホームページへの掲載を指示すること。

なお、ホームページ掲載前に当該ページを1部プリント、5部コピーするとともに、ホームページ掲載後も、当該ページ（訂正後）を1部プリント、5部コピーし、訂正前後をセットで5部作成したうえで、本部の次の各要員に配付すること。（訂正前後の内容を情報共有するため。）

配付後のホームページ印刷原本は専用の袋に保管すること。

また、報道各社への訂正発表もホームページ上で行うことから、原則として報道各社に対するコピー配付は行わない。

本 部 5 部 … 局長、次長（速報総括）、質疑担当（3名）に各1部

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

第23回参議院議員通常選挙 速報体制

1 速報本部

○総括 田中局長

○速報総括 戸沼次長（報道機関対応）

○速報事務局

報道担当	沼田GM
全体調整係	小坂GM
審査係総括	気田総括主幹
審査係A	成田主査
B	高橋主査
C	今村主幹
D	高橋主幹
E	鈴木主事
予備電話係	和田主幹、山本主事
代行係	栗田主事、四戸主事
システム担当	畠山主査

2 質疑担当

千葉主幹、須藤主幹、田中主査

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

第23回参議院通常選挙 速報体制（概要）

1 速報本部

○総括 全体総括

○速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告

○速報事務局

報道担当 報道機関との連絡調整等

全体調整係 報道担当との連絡調整等

審査係総括 審査進捗状況管理、予備電話係への指示、全体調整係への報告等

審査係 A 青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市

B 十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

C 平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村

D 板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町

E 大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

予備電話係 督促・確認・訂正要請等、市町村との連絡確認

代行係 システム障害時の代行入力、障害時以外は会場管理等
(システム障害の程度によっては、審査係等から補充)

システム担当 委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応（随時：市町村からの速報結果等に関する報告受付）

※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。

（ただし、公選法等に関する回答については、必ず選挙Gが対応すること。）

※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うが、市部等の人口が多い地域については特に内容の精査が要求されることから、速報経験者を優先的に配置する。

※ 速報事務が概ね終了し、待機解除待ちの状況で深夜となった場合は、一部を残し適宜帰宅する。

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

第23回参議院議員通常選挙 速報体制

(システム一部障害時)

1 速報本部

○総 括 田中局長

○速報総括 戸沼次長（報道機関対応）

○速報事務局

報道担当	沼田GM
全体調整係	小坂GM
審査係総括	気田総括主幹
審査係A	—
B	高橋主査（審査係A担当分兼務）
C	今村主幹
D	高橋主幹
E	鈴木主事
予備電話係	和田主幹、山本主事
代行係A	栗田主事（FAX連絡係兼務）
代行係B	四戸主事（FAX連絡係兼務）
代行係C	成田主査（FAX連絡係兼務）
システム担当	畠山主査

2 質疑担当

千葉主幹、須藤主幹、田中主査

- 市町村からのオンラインシステムによる速報が複数市町村において不可能になり、代行入力係兼務による対応が困難となった場合、審査係（成田主査）から代行係への補充を行う。この場合、審査係A（成田主査）担当分については、審査係B（高橋主査）C（今村主幹）が兼務することとする。
- 読み合わせ後の受信FAXについては、審査係に回付し、通常の要領で審査、確認作業を行う（オンラインシステムによる県からのお知らせは不要）。
- 審査後、問題がない市町村については、受信FAXを審査総括に回付し、トレイに保管する。
- 代行入力分が全て完了後、代行係は審査総括に報告し、通常の体制に戻る。
- なお、審査後の受信FAXについては、必要に応じて質疑担当が5部コピーし、質疑担当、全体調整係、報道担当、速報総括及び総括に配付する。（受信FAXの流れは、「代行係から順次上席へ」）

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

通常時との主な変更点

第23回参議院議員通常選挙 速報体制（概要）

（システム一部障害時）

1 速報本部

- 総括 全体総括
- 速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告
- 速報事務局
- | | |
|-------|---|
| 報道担当 | 報道機関との連絡調整等 |
| 全体調整係 | 報道担当との連絡調整等 |
| 審査係総括 | 審査進捗状況管理、予備電話係への指示、全体調整係への報告等 |
| 審査係 A | — |
| B | 青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市 |
| C | 平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村 |
| D | 板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町 |
| E | 大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村 |
- 予備電話係 督促・確認・訂正要請等、市町村との連絡確認
- 代行係 システム障害時の受信FAXの受領、代行入力等
- システム担当 委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応（随時：市町村からの速報結果等に関する報告受付）
- ・入力、審査完了後の受信FAXのコピー及び配付

※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。

（ただし、公選法等に関する回答については、必ず選挙Gが対応すること。）

※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うが、市部等の人口が多い地域については特に内容の精査が要求されることから、速報経験者を優先的に配置する。

※ 速報事務が概ね終了し、待機解除待ちの状況で深夜となった場合は、一部を残し適宜帰宅する。

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

第23回参議院議員通常選挙 速報体制

(システム全部障害時)

1 速報本部

○総 括 田中局長

○速報総括 戸沼次長（報道機関対応）

○速報事務局

報道担当	沼田GM
全体調整係	小坂GM
審査係総括	気田総括主幹
審査係A	—
B	高橋主査（審査係A担当分兼務）
C	今村主幹（審査係E担当分兼務）
D	高橋主幹（審査係E担当分兼務）
E	—
予備電話係	和田主幹、山本主事
FAX連絡係	鈴木主事
代行係A	栗田主事（FAX連絡係兼務）
代行係B	四戸主事（FAX連絡係兼務）
代行係C	成田主査（FAX連絡係兼務）
システム担当	畠山主査

2 質疑担当

千葉主幹、須藤主幹、田中主査

- 市町村からのオンラインシステムによる速報が完全に不可能になった場合、市町村からの速報報告は全てFAXによりなされることから、審査係E（鈴木主事）をFAX連絡係に充てる。
- この場合、審査係E担当分は審査係D（高橋主幹）が対応する。
- FAX連絡係は受信FAXを代行係に手交し、代行係において読み合わせを行う。
- 読み合わせ後の受信FAXについては、審査係に回付し、通常の要領で審査、確認作業を行う（オンラインシステムによる県からのお知らせは不要）。
- 審査後、問題がない市町村については、受信FAXを審査総括に回付し、トレイに保管する。
- なお、審査後の受信FAXについては、必要に応じて質疑担当が5部コピーし、質疑担当、全体調整係、報道担当、速報総括及び総括に配付する。（受信FAXの流れは、「FAX連絡係が整理のうえ、代行係から順次上席へ」）

〔 投 開 票 速 報 体 制 〕

通常時との主な変更点

第23回参議院議員通常選挙 速報体制（概要）

（システム全部障害時）

1 速報本部

○総 括 全体総括

○速報総括 報道機関対応、質疑対応、審査進捗管理等に関する総括への報告

○速報事務局

報道担当 報道機関との連絡調整等

全体調整係 報道担当との連絡調整等

審査係総括 審査進捗状況管理、予備電話係への指示、全体調整係への報告等

審査係 A ー

B 青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市

C 平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町

D 板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

E ー

予備電話係 督促・確認・訂正要請等、市町村との連絡確認

FAX連絡係 受信FAXの整理、代行係への手交

代行係 システム障害時の受信FAXの受領、代行入力等

システム担当 委託業者への指示・連絡、訂正内容等の管理、総務省への報告等

2 質疑担当

- ・有効票判断等、公職選挙法等に関する市町村からの照会対応
- ・速報結果等の記載・集計要領に関する照会対応
- ・報道機関からの照会対応
- ・苦情対応（随時：市町村からの速報結果等に関する報告受付）
- ・入力、審査完了後の受信FAXのコピー及び配付

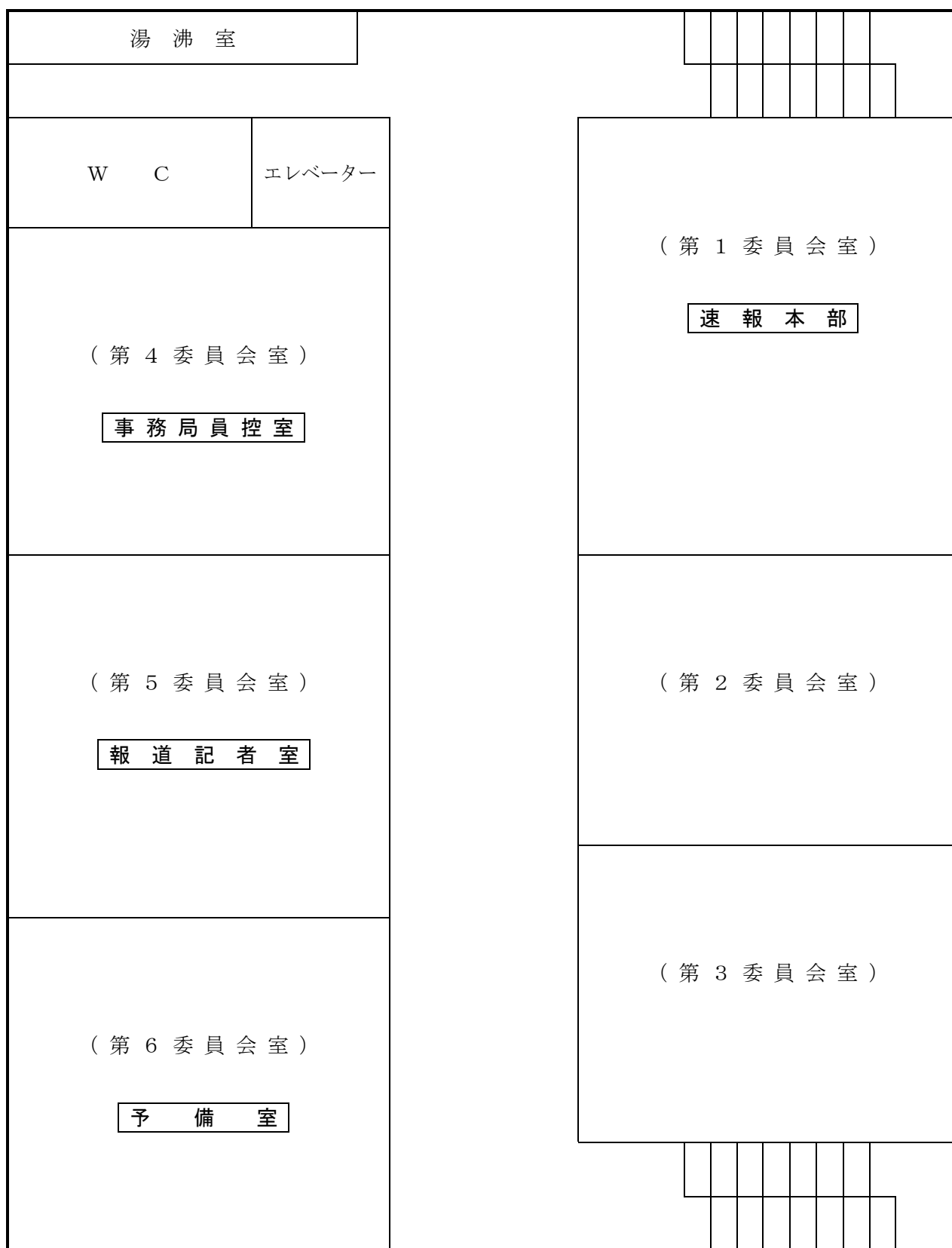
※ FAX受信が連続するため、FAX連絡係を設置する。

※ 当該分担は一応の目安であり、速報事務の状況により適宜流動的に対応する。
 （ただし、公選法等に関する回答については、必ず選挙Gが対応すること。）

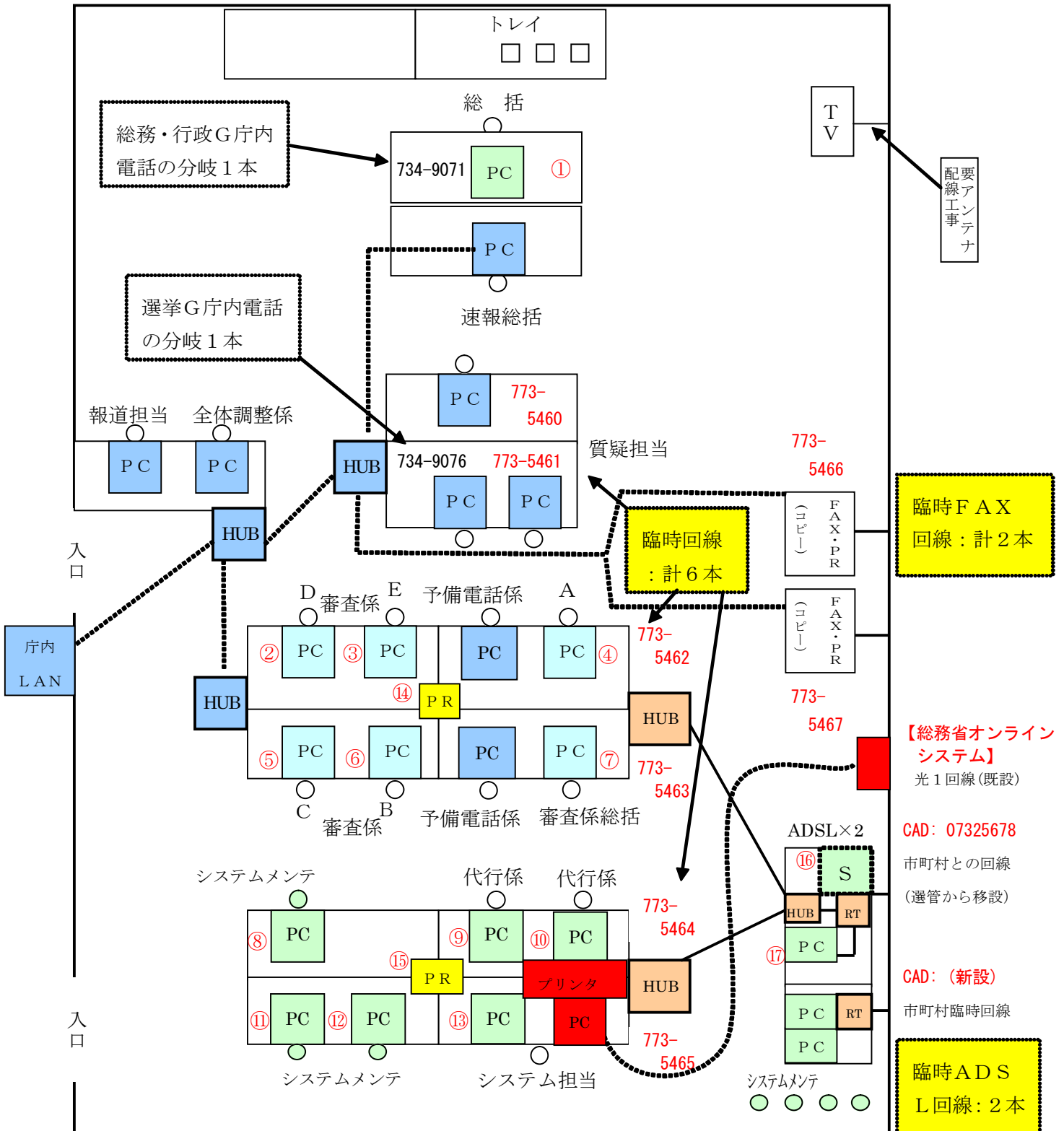
※ 審査係については、各担当地域が終了し次第、他の地域のサポート等を行うが、市部等の人口が多い地域については特に内容の精査が要求されることから、速報経験者を優先的に配置する。

※ 速報事務が概ね終了し、待機解除待ちの状況で深夜となった場合は、一部を残し適宜帰宅する。

会場配置図（議会棟6階）



速報本部配置図 (第1委員会室)



- ・上図右下部のシステムメンテ部分にはサーバー用モニタを1台設置する。
- ・システムメンテ部分には予備のパソコン用電源(1台分)を追加する。
- ※ のパソコン、HUB等は職員の日常使用するパソコン等を持ち込んで対応。その他のパソコン、各種機器類は業者からのレンタルで対応(委託契約を含む)。
HUB…ハブ PR…プリンタ RT…ルータ S…サーバ

要アンテナ
配線工事

臨時FAX
回線：計2本

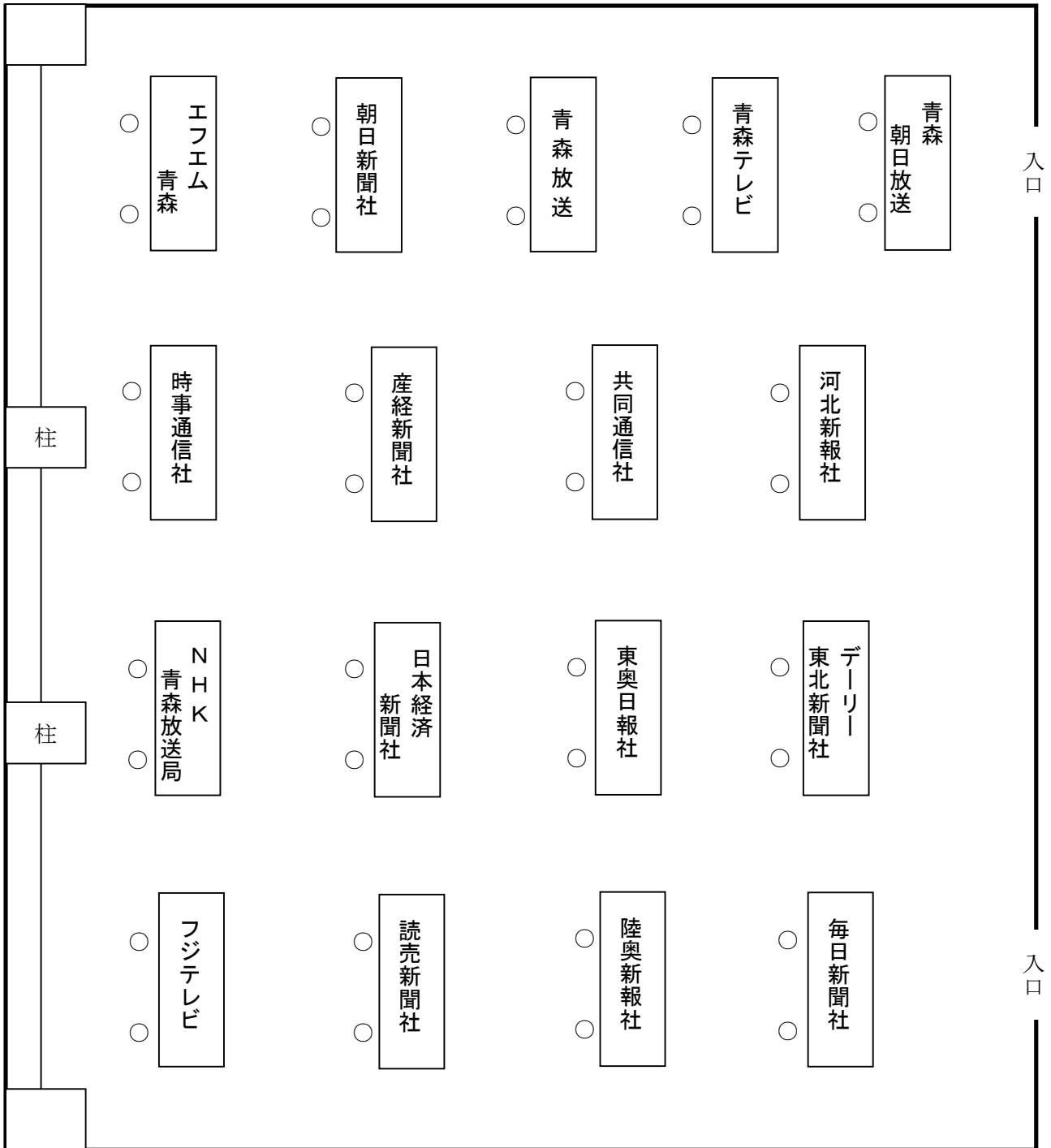
【総務省オンライン
システム】
光1回線(既設)

CAD: 07325678
市町村との回線
(選管から移設)

CAD: (新設)
市町村臨時回線

臨時ADSL
L回線：2本
終了後2本
とも廃止。

報道記者室配置図（第5委員会室）



第 23 回参議院議員通常選挙
投開票速報代行入力用指定ファクシミリ及び指定電話番号一覧

【オンライン障害時に投開票結果等を受信する F A X 番号】
(代行入力用指定ファクシミリ)

区分	報告内容	選挙当日の 有権者見込数	投票中間	投票確定	中間得票	得票確定
	対象 市町村	全 市 町 村			市及び 対象町村	全市町村
指定 F A X 番号		0 1 7 - 7 7 3 - 5 4 6 6、0 1 7 - 7 7 3 - 5 4 6 7				

【質疑応答用指定電話】

※ 公職選挙法に関する疑義が生じた場合に使用してください。また、報告前に異常な数値を把握した場合の事前連絡及び緊急の場合に使用してください。

0 1 7 - 7 7 3 - 5 4 6 0

0 1 7 - 7 7 3 - 5 4 6 1

【速報システム関係照会用電話】

※ オンラインシステムに関連する疑義が生じた場合に使用してください。

0 1 7 - 7 7 3 - 5 4 6 5

【訂正報告用・解除用指定電話】

※ オンラインにより既に報告した内容に誤りがあった場合の事前連絡に使用してください。また、報告すべき事項を全て報告し、相当の時間が経過してもオンラインによる解除指示が届かない場合に使用してください。

0 1 7 - 7 7 3 - 5 4 6 2

0 1 7 - 7 7 3 - 5 4 6 3

【代行入力用指定電話】

※ オンラインが不通となり、ファクシミリによる報告に切り替えた後に、既に報告した内容に誤りがあった場合に使用してください。

0 1 7 - 7 7 3 - 5 4 6 4

4 参議院議員通常選挙投開票速報に係る報道機関との事務打合せ会議資料

日時：平成25年6月4日（火）

場所：県庁北棟5階AB会議室

1 速報体制

- (1) 速報本部：県議会第1委員会室
- (2) 速報記者室：県議会第5委員会室

2 選挙当日の有権者見込数

投票日前日の午後2時頃に、次の集計結果のファイル（PDFファイル及びエクセルファイル）を各社へ電子メールで送信します。送信先のメールアドレスは電気使用量の照会の際に回答いただいたメールアドレスに送信します。

- ◆ 「参議院議員選挙 当日有権者見込数」（資料1）
（電話でも回答します。TEL：017-734-9076）

3 投票状況の中間速報

各市町村の投票率を基に県内の投票率を推定し、次の集計結果を報道機関用の「第23回参議院議員通常選挙 投開票速報」ホームページ（資料2）（以下、「ホームページ」という。）で発表します。

- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 中間推定投票率集計表」（資料3）
（HTML・Excel・県独自CSV形式）。

<発表予定時刻>

- ・第1回：10時00分現在を 10時40分までに発表
- ・第2回：11時00分現在を 11時40分までに発表
- ・第3回：14時00分現在を 14時40分までに発表
- ・第4回：16時00分現在を 16時40分までに発表
- ・第5回：18時00分現在を 18時40分までに発表
- ・第6回：19時30分現在を 20時10分までに発表

4 投票状況の確定速報（選挙区、比例代表）

(1) 選挙区

各市町村の確定報告を受信次第ホームページにリアルタイムで発表します。

- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 投票状況確定集計表」（資料4）
（HTML・Excel・総務省CSV形式）。

(2) 比例代表

全市町村の投票状況が確定し次第、次の集計結果をホームページに発表します。

- ◆ 「参議院比例代表選出議員選挙 投票状況確定集計表」(資料5)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)。

5 得票状況速報(選挙区、比例代表)

(1) 選挙区

各市町村からの「中間報告」及び「確定報告」を受信次第、次の集計結果をホームページにリアルタイムで発表します。

- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 得票状況集計表」(資料6)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)。

なお、中間報告については下記のとおりです。

- ・ 市 : 21時30分現在の状況を第1回目として、以後確定するまで30分おきに報告
- ・ 町村 : 22時30分現在の状況を第1回目として、以後確定するまで30分おきに報告

(2) 比例代表

各市町村の確定報告を受信次第、次の集計結果として発表します。

- ◆ 「参議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表」(資料7)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)。

なお、選挙区、比例代表ともに集計の途中経過をリアルタイムで見ることができません。

また、全市町村が確定し次第、次の集計結果を県選管ホームページに掲載します。

- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 開票調」(資料8)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)
- ◆ 「参議院比例代表選出議員選挙 開票調」(資料9)
(HTML・Excel・総務省CSV形式)
- ◆ 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 確定得票総括表」(資料10)
(HTML・Excel)
- ◆ 「参議院比例代表選出議員選挙 確定得票総括表」(資料11)
(HTML・Excel)

6 発表後の訂正

県選管の投・開票速報のホームページのトップページの「お知らせ」のページ及びHTML形式の各種集計表の上のお知らせ欄に、次のように掲載して訂正内容をお知らせします。

- ・ 投票状況確定集計表及び得票状況集計表については、当該市町村の「訂正」欄に訂正時刻を表示します。

<例1>

発表時間：**：**

市町村名：〇〇市

訂正速報の種類：参議院青森県選挙区選出議員選挙 投票状況確定速報集計表

訂正内容：投票者数

	男		計
	14,373	→ 14,408	29,532 → 29,567

<例2>

発表時間：**：**

市町村名：〇〇市

訂正速報の種類：参議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表

訂正内容： 政党等の得票総数 得票総数

甲 党 1,000.000 → 1,100.000 2,000.000 → 2,100.000

<例3>

発表時間：**：**

市町村名：〇〇市

訂正速報の種類：参議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表

訂正内容： 名簿登載者の得票総数 得票総数

乙 党 〇〇 〇〇 1,000.000 → 1,100.000 2,000.000 → 2,100.000

7 報道記者室への紙資料の提供

各社においてインターネット環境を準備することとし、紙資料の提供は行いません。ただし、事故その他重大な障害により、ホームページへの掲載ができなくなった場合には、紙資料を提供します。

また、各社において整備したインターネット環境が事故その他重大な障害により不通となり、ホームページを通じて速報を受信することができなくなった場合には、紙資料を提供します。

8 その他

- (1) 速報用ホームページのアドレス及びパスワードについては、別途通知します。
- (2) 報道記者室において各社が使用する機器に必要な臨時電話回線等は、各社において直接NTTへ申し込みしてください。なお、設置工事は県庁電話保守業者の立合が必要となりますが、県の速報本部の設置工事日を別途御連絡しますので、NTTと調整した上で当該設置工事日と立会日を同一日としてくださるようお願いいたします。
- (3) 県議会委員会室の机、カーペット等は、汚損することのないようご注意願います。
- (4) 投開票日には県庁東側駐車場が利用可能です。正面受付から鍵を借用し、駐車後に鍵を返却されるようお願いいたします。

(5) 県選管と市町村選管の間の投開票速報リハーサルの状況は、ホームページにおいて公開する予定です。

リハーサル予定日 7月11日(木)及び7月18日(木)

(各リハーサルの詳細については、その都度お知らせします。)

9 様式一覧

- 資料1 「参議院議員選挙 当日有権者見込数」
- 資料2 「第23回参議院議員通常選挙 投開票速報」
<報道機関用ホームページのトップページの画像>
- 資料3 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 中間推定投票率集計表」
- 資料4 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 投票状況確定集計表」
- 資料5 「参議院比例代表選出議員選挙 投票状況確定集計表」
- 資料6 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 得票状況集計表」
- 資料7 「参議院比例代表選出議員選挙 得票状況集計表」
- 資料8 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 開票調」
- 資料9 「参議院比例代表選出議員選挙 開票調」
- 資料10 「参議院青森県選挙区選出議員選挙 確定得票総括表」
- 資料11 「参議院比例代表選出議員選挙 確定得票総括表」

5 第23回参議院議員通常選挙啓発推進事業要領

1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚するとともに、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。

このため、今回の参議院議員通常選挙においては、投票参加の呼びかけときれいな選挙の推進及び若年層への啓発強化を重点に各種啓発活動を行うものである。

2 重点事項

(1) 投票参加の呼びかけ

選挙は、主権者たる国民が政治に参加する最大の機会であること、投票に参加することが国民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に欠くことができないものであることを周知徹底し、有権者が貴重な一票を進んで投票するよう呼びかけるものとする。

(2) きれいな選挙の推進

国政における参議院の役割に対する認識を深め、政党等や候補者の主義・主張を十分見極めて、自覚ある投票をするように呼びかけることとする。

また、選挙の正しいルールを周知徹底することにより、買収、供応等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票することができるよう、きれいな選挙を推進するものとする。

(3) 若年層への啓発強化

投票率が低い傾向にある若年層に的を絞った広報を重点的に行うものとする。

3 事業の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び各関係団体との密接な連携のもとにこの事業を推進するものとする。

(2) 市町村選挙管理委員会は、各関係行政機関、市町村明るい選挙推進協議会、白ばらの会、婦人団体等の関係機関との密接な連携のもとに、地域の特性を活かした事業を推進するものとする。

(3) 明るい選挙推進協議会は、民間団体としての特性を活かし、実効ある実践活動を推進するものとする。

(4) 事業の実施に当たっては、新聞、放送等の報道機関と密接な連携を取り、積極的に情報提供を行い、その協力を得て、有権者の関心を高めるものとする。

4 実施事業

(1) 県が行う事業

- ア 横断幕による広告
- イ 懸垂幕による広告（市町村に配付）
- ウ ポスターの配付
- エ テレビ・ラジオによる広告
- オ バス・JR等への広告
- カ 視覚障害者に対する選挙のお知らせ
- キ 県のホームページの活用
- ク 街頭啓発キャンペーン
- ケ 啓発資材等の配布
- コ コンビニエンスストアレジ画面による広告
- サ インターネットを利用した広告
- シ その他

(2) 市町村が行う事業

- ア 懸垂幕、ポスター等による広告（県選管より配付）
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線・無線放送等の設備の活用
- エ 出稼者に対する選挙情報の提供
- オ 市町村が発行する広報誌の活用
- カ 街頭啓発キャンペーン
- キ その他

※ 県が実施する街頭啓発キャンペーンの実施日については後日通知します。

より啓発効果を高めるため、当該日を県内一斉キャンペーンの日としますので、各市町村も当該日になるべく街頭啓発キャンペーンをはじめとした啓発活動を行ってください。

5 事業推進上の留意点

(1) 有権者を強制して投票させるような行為にわたらないこと。

(2) 広報車等による巡回広報に際しては、候補者の選挙運動等の妨害にならないようにするとともに、学校、病院、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持すること。

6 第23回参議院議員通常選挙啓発推進事業実績

推進事業の種類	媒体	事業内容	金額(円)
1 テレビコマニシャル	15秒スポットコマニシャル	テレビコマニシャル放送により、投票総参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。 (RAB、ATV、ABAで各15回、各15秒(7月19日から21日までの3日間))	1,748,250
2 ラジオスポット	局IDスポットコマニシャル	番組開始前、終了後のクッションに使用される5秒程度の枠を利用して、投票総参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。 (RAB、ATV、ABAで各20回(7月15日から21日までの7日間))	472,500
3 バス広告	ポスター	ラジオコマニシャル放送により、投票総参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。 (RABラジオ、FM青森で各18回(7月19日から21日までの3日間))	302,400
4 鉄道広告	ポスター	県内バス会社のバス車内にポスターを掲示した(7月12日から21日までの12日間)。 (青森市営バス、弘南バス、八戸市営バス、南部バス、下北交通、十和田観光電鉄)	269,850
5 新聞広告	新聞	県内JR主要駅にポスターを掲示した(7月8日から21日までの12日間)。 県内JR主要路線の中吊り広告スペースにポスターを掲示した(7月10日から7月21日までの12日間)。 青い森鉄道の内全駅にポスターを掲示した(7月4日から21日までの18日間)。 青い森鉄道の中吊り広告スペースにポスターを掲示した(7月7日から21日までの15日間)。	287,700
6 選挙公報	選挙公報	県内地元紙に、投票日等を周知する広告を掲載した。 (東奥日報社、陸奥新報社、デリーー東北新聞社の7月8日、14日、20日付け朝刊及び東奥日報社の7月17日付け週刊てびびーく)	2,508,450
7 点字広報	点字広報	選挙公報を作製し、7月12日に選挙公報搬送車出発式を行った(県庁正面玄関 8:30~8:45)。	5,617,500
8 啓発物資	ポスター	230部作成し、福祉施設等へ配付した。 啓発用ポスターを作製し、市町村役場、デパート、スーパー、公共施設、JR、バス会社などに配付した。 「エコうちわ」を作製し、街頭啓発キャンペーンで配付した(1,000個)。 市町村に配付し、市町村における啓発活動を通じて配付した(77,500個)。 街頭啓発キャンペーンで配付した(2,500個)。	607,200
9 街頭啓発キャンペーン	街頭啓発	県庁正面入口に掲示した。	136,500
10 インターネット	県ホームページ バナー広告 エリアターゲティング広告	市町村庁舎に掲示した(279枚)。 7月15日に選挙啓発イベントを開催し、啓発資料を配付等した(場所:パサーージュ広場、時刻:10:00~14:00)。 県選挙管理委員会のホームページにおいて選挙期日、期日前投票制度等を周知した。 東奥日報社、デリーー東北新聞社、陸奥新報社のホームページにバナー広告を掲載した(7月8日から21日までの14日間)。 Yahoo!JAPANのエリアターゲティング広告を掲載した(7月8日から21日までの14日間)。	189,000
11 その他	電子チラシ 店内放送 県明るい選挙推進協議会会長談話 県選挙管理委員会委員長談話 県の広報媒体 コンビニエンスストアアレジ画面広告	Shufuoolによる電子チラシ配布を行った(7月6日、12日、20日の3回)。 デパート、ショッピングセンター等へ依頼し、その放送設備を利用して、投票総参加及び明るい選挙の推進を呼びかけた。 公示日前日に県明推協会長談話を報道機関に発表した。 投票日前日に委員長談話を報道機関に発表した。 広報広聴課の広報媒体(ラジオ、メールマガジン等)を活用し、選挙についての周知を図った。 県内コンビニエンスストア(ローソン、ファミリーマート)のレジ画面に静止画広告を表示した。(都道府県選挙管理連合会と連携) ローソン:1回15秒を1時間に8回以上表示(7月9日から21日の13日間)。ファミリーマート:1回12秒を1時間に5回表示(7月9日から20日までの12日間)。	262,500 68,250 0 0 0 0 51,660
合 計			14,210,160

※ 県内に掲示するポスター 県選挙作成 B3 1,500枚 総務省作成 A2 600枚、B2 1,650枚、B1 170枚、B0 70枚